

CONTENTS

第 24 回研究大会報告 ----- (1)	提出について ----- (7)
第 24 回総会議事録・決算・予算 ----- (4)	第 25 回研究大会自由論題報告募集 ----- (9)
「新たな国立公文書館の整備に伴う外交史料 館および外交文書の扱いに関する要望書」の	新規入会者（2019 年 5～9 月） ----- (10)
	入会のご案内と会費納入のお願い ----- (10)

第24回 研究大会報告

今年度の研究大会は、2019年7月6日(土)・7日(日)の両日、学習院大学目白キャンパスを会場として開催されました。今大会は自由論題報告・大会シンポジウムを2日間にわたって開催しました。自由論題報告では4人の新進気鋭の若手研究者が発表を行いました。その要旨を下記に掲載いたします。

大会シンポジウムは「第一次世界大戦後の東アジアと秩序の変容」のテーマで開催しました。1日目は、小池求氏(亜細亜大学)、佐々木雄一氏(明治学院大学)による趣旨説明のあと、第I部「知識人・運動の視点から」として、高光佳絵氏(千葉大学)、紀旭峰氏(早稲田大学)、今井昭夫氏(東京外国語大学)の発表が行われ、小野寺史郎氏(埼玉大学)と小野容照氏(九州大学)からのコメントに続き、総合討論が行われました。2日目は、第II部「国家・統治の視点から」として、酒井一臣氏(九州産業大学)、永島広紀氏(九州大学)、木越義則氏(名古屋大学)、帯谷俊輔氏(日本学術振興会)の発表が行われ、麻田雅文氏(岩手大学)と川島真氏(東京大学)からコメントのコメントに続き、総合討論が行われました。シンポジウムの内容は、来年発行の会誌『東アジア近代史』に掲載予定です。

なお、参加人数は1日目が63人、2日目が77人、2日間を通じての実人数は95人でした。

自由論題報告要旨

外地における「内地人」を対象とした徴兵制 ——台湾総督府を事例として

長瀬大樹(中京大学大学院)

これまで外地における植民地人を対象にした研究が行われてきた、我が国の徴兵制研究において、外地における「内地人」に対する徴兵制の研究は行われてこなかった。そこで本報告では、外地における「内地人」を対象とした徴兵制の成立と展開の一端を明らかにするため、帝国日本の初の外地である台湾を事例として、台湾総督府が外地における徴兵制に対して如何にして取り組み、「国民皆兵」の原則を第一義とする陸軍省との間で妥協をしてみたのか、台湾にどのような特例を設けていったのか、そして外地における兵事行政の実態を明らかにした。

帝国日本の徴兵制は、「本籍地徴集主義」をとっており、「内地人」が本籍地を置くことのできない外地の存在を想定していなかった。しかし、1895年の台湾割譲、そして同年の徴兵令中改正により「徴兵猶予となる外国」から朝鮮国が除外されたことは、台湾と朝鮮国に居住する内地人は徴兵の対象となることを意味した。そのため、内地へ帰省し徴兵検査を受験しなければならないという不便を解消するため、1903年に明治36年勅令第152号「台湾居住者及韓国在留者ノ徴兵身体検査ニ関スル件」が制定され、台湾においても徴兵検査が可能となった。この徴兵検査は、原則として徴兵検査は内地で行われるにもかかわらず、事前届出により外地における徴兵検査が受験できるという特典の措置であった。

また、台湾総督府は、治安の安定しない台湾の統治に欠かせない通訳を始めとする官吏の徴兵猶予を意図し、1897年に通訳をはじめとした台湾語が使用可能な者あるいは各種技能職の者の徴集猶予を同年限りで陸軍に認めさせた。翌1898年に総督府は前年認められた徴集猶予を国語学校関係者（教員と講習生）に絞って具申したが、これは認められず、内地師範学校卒業者を六週間現役兵とすることには成功した。そして1899年に総督府は国語学校語学部土語科卒業者を六週間現役兵とさせることを希望したが、これは認められず、一年志願兵とすることに落ち着いた。

このように、外地の地方機関における兵事行政の実態を考察すると、「本籍地徴集主義」により、兵事行政は内地に重点が置かれたが、数少ない兵事行政として、官吏への勤務演習召集免除の申請・許可が存在した。しかし、この手続にあたっては、地方機関からの文書は1905年においてはその1/3で不備が発生している状況にあり、この時期の台湾総督府の各地方機関は、厳格で緻密な個人の管理を必要とする兵事行政を行い得る能力を持っていなかったことを意味している。

以上のことから、外地における徴兵制は、あくまで「本籍地徴集主義」から逸脱せず行われ、陸軍省はあくまでも内地と同じ「国民皆兵」の論理を貫いたと言える。また、「国民皆兵」を外地上における徴兵検査をはじめとする諸政策により実施できるようにしたが、台湾総督府の各地方機関は当初は兵事行政を円滑に行う能力がなかったとも言えるであろう。

北清事変における日本の「軍夫」と「輜重輸卒」

藤岡佑紀（明治大学大学院）

本報告では、北清事変における日本軍の輜重について、軍夫と輜重輸卒の面から考察を行った。

臨時派遣隊では日清戦争での経験から、軍隊教育を受けていない日本人軍夫による風紀の乱れや不法行為、列国軍との衝突への危機感があった。また下層労働者に対する来日外国人の視線を大きな課題と考えていた日本政府にとって軍夫の服装は、清国人との誤認への懸念に加え、その汚さが国の威厳を損ねるととらえられた。

日本軍では日本人軍夫が9月時点で800人、ほかには現地の清国人苦力も雇用している。一方、日本人軍夫はイギリス、ドイツ、フランスの各軍に雇用され、彼らの多くは移民保護法が適用された移民として清国へ渡ったが、各地で問題を起こした。その数は計2,700人強で、日本軍の軍夫が非常に少ないことがわかる。

軍夫がこなすはずであった任務を代わりに担ったのは補助輸卒隊に配属された輜重輸卒、通称「補助輸卒」だった。北清事変では臨時派遣隊編成とは別に「補助輸卒隊編成要領」が作成され、4隊計1,000名が動員されている。

補助輸卒隊では、輸送に馬ではなく徒歩車両（荷車）を用い、小隊長・分隊長以外の武器の携帯は認められなかった。上官は基本的に予備・後備役の憲兵で、補助輸卒隊4隊の配属は輸卒各自の職業によって決められるものとされた。通常数ヶ月におよぶ教育を行わずに任務を遂行させるためには、こうした編成を行うことが必要だったのである。清国で約1年任務についていた補助輸卒隊に対しては軍内外から高く評価された。

しかし、補助輸卒隊は北清事変に際して急遽設立されたのではない。1898年4月から、従来の軍夫に代わる補助輸卒隊の編成を目的として、毎年1師団あたり2,500人、第七師団を除く12師団で計30,000人にのぼる輜重輸卒第一補充兵の大増員が行われていた。

この背景には軍紀や膨大な支出といった軍夫への懸念があった。しかしアジア諸国は農・工・商業が未発達で交通路が粗悪なうえに日本馬にも重要な課題が多く、車馬の使用が難しかった。そのため、通常の縦列以外に軍夫と同様の輸送手段を大量に確保することが必要不可欠であった。

輜重輸卒第一補充兵には簡閲点呼のみが実施され、衣服は現役兵の古服を応用し、刀は支給されなかった。数が非常に多い彼らに対し、被服や刀を戦時用に常時準備しておく余裕がないと判断されたためであるが、一方で武器の携帯は輸送任務の邪魔になるという側面もあった。なおこの後、第一補充兵に対する教育召集は歩兵・砲兵・工兵の一部を除いて廃止されている。

陸軍が臨時雇用の軍夫を補助輸卒隊に替える準備を進めていたところに北清事変が勃発したことで、補助輸卒隊は早くも実戦での機会を得ることになったのである。のちに日露戦争で大々的に動員された「補助輸卒」は「輜重輸卒が兵隊ならば、蝶々蜻蛉も鳥のうち…」と揶揄されたが、この部隊は場当たりの作成されたのではなく、平時から長期的な計画のもとに、戦地の環境や当時の社会状況などの様々な要因を複合的に勘案し、当時の日本で「何が可能か」を追及した結果生み出されたものであった。

帝国内航路をめぐる日英交渉 ——内地大連間航路を事例として

吉田ますみ（広島修道大学）

本報告では、戦争違法化や衛生保健分野において研究の進展してきた戦間期の国際規範形成の問題に経済分野の視点を加えること、従来国内経済史・経営史の領域で検討されてきた日本海運を国際関係の論点として捉えることを試みた。具体的には、1920年代の日本内地大連間航路（大連航路）という帝国内航路における外国船舶の航行権をめぐる日英の対応を検討した。

1906年、日本は大連の自由港指定とあわせて大連航路の通航を外国船舶に対して開放する。この方針は第一次世界大戦中の通信省（海運業管轄）でも確認されているが、その後の反動不況により海運市況が悪化すると、同省は同航路の閉鎖（外国船舶の排除）措置に乗り出す。同航路は船舶法において日本船舶にのみ航行が許されている「沿岸貿易」である、というのがその主張の根拠であった。これと対立したのが、パリ講和会議以来、「沿岸貿易」の国際的な開放を主張してきた外務省であった。このときの「沿岸貿易」は、字義通り一国の沿岸航行を意味する場合（狭義解釈）と、帝国内航路、つまり帝国の中心地・周辺地間あるいは周辺地同士の間航行を意味する場合（広義解釈）があった。外務省はアメリカによって採用されている広義解釈を否定するとともに狭義解釈の場合の外国船舶への開放も求めていたため、帝国内航路である大連航路を「沿岸貿易」として閉鎖することはかねてからの国際会議での日本政府の主張と二重に矛盾することになるのであった。

この政府内対立を浮上させたのが、1925年および1928年のイギリスからの大連航路の航行権に関する制度照会である。いずれの際も通信省は外国船舶の航行権を否定したが、外務省は国際法および「帝国政府従来の主張たりし通商航海の自由主義」への配慮から大連航路の開放を維持させた。駐日外交官との折衝が手段となる二国間の海運問題の解決において、イニシアティブは通信省ではなく外務省にあり、その外務省は国際法への適応や自由通商の実現を行動の範としていたと言えよう。

他方、イギリス政府（外務省・貿易省）も大連航路の航行権を維持することを絶対の使命としたが、日本政府に対してそれを直接に主張することはなかった。大連航路を開放させるためには、①同航路は「沿岸貿易」ではないこと、あるいは②大連は日本港ではないこと、を論証する必要があったが、イギリス政府は自治領やアメリカとの関係および上海での権益維持の観点から、①②どちらの論証も不可能だった。結局、イギリス外務省と日本外務省は没交渉であったが、両者に共通していたのは「沿岸貿易」の広義解釈を否定する姿勢であった。つまり広義解釈を採用していたアメリカの否定であり、保護主義の否定である。連盟構成国日英と連盟外に立つ米の対立の構図をここに見ることができる。

1930年代の日中「経済提携」 ——日本側アクターの構想を中心に

矢野真太郎（早稲田大学大学院）

本報告は、1930年代に盛んに議論された日中経済提携を取り上げ、特に日本側アクターの構想に注目することで、その性格を評価するというものである。外務省は当初から経済提携を重視する一方で、華北では支那駐屯軍と満鉄が独自に経済開発計画を調査・立案していた。これらの経済提携がすべて同じような性格であったとは限らず、諸アクターの構想をそれぞれ分析することで、日本側の経済提携政策に対する評価を下したい。

1933年9月時点で外務省は既得権益の実行を重視していたのに対し、1934年2月に作成された「日支経済提携ニ関スル件」に含まれる事項は、新たに提携可能となるような事業が取り上げられた。そこには、日本側の権益確保、日中共通の資源の開発、日本企業への支援、英米勢力との対抗、中国企業に対する日本企業の優位の維持、中国政府の金融政策への関与といった要素が見られる。外務省内部では、経済提携の実現を優先する方向性と経済提携を通じてさらなる権益を獲得する方向性が存在しており、後者が12月の「対支政策ニ関スル件」に明記されることになる。

1935年に入ると、経済提携の議論が過熱していくが、有吉明駐華公使などは日中間に親善関係が戻っていないために経済提携の時期に達していないと考えていた。それでも8月には外務省で経済提携の具体案が作成され、各項目には、資源の確保、民間レベルの提携、従来の懸案の解決といった側面が見て取れる。一方、華北では支那駐屯軍が華北分離工作の一環としての経済提携を進め始め、中国側の警戒を呼んでいた。

1936年に入ると経済提携をめぐる、外務省と陸軍との間で接近が見られる。外務省は経済提携のイニシアティブを握ることも目指すが、実現はしない。一方、支那駐屯軍・満鉄内部の議論では、対中政策の対象を支配階級から民衆へと改めること、さらには政治工作から経済工作への転換が主張されていた。1936年における日本側アクター共通の方針は、国民政府の存在は承認し、外交交渉も行うものの、国民政府の華北に対する影響力を削ぐための工作は継続するというようにまとめられる。

佐藤外交に見られる政治から経済の転換は、支那駐屯軍における転換と一致しており、冀察政権との経済提携を進める点も、1936年以來の継続と見なせる。一方、英国に対しては対中経済政策における協調の姿勢が見られ、これは経済提携の議論が始まって以來の重要な転換であった。さらに児玉経済使節団も国民政府を相手とした経済提携を模索するが、支那駐屯軍から反発を受ける。

外務省は経済提携の方向性をめぐり、国交調整の優先とさらなる権益の確保との間で揺れ動いていた。次第に後者へと傾いていくが、佐藤外交は部分的に前者の方針を復活させた。また外務省の経済提携構想には、他の日本側アクターとの対抗という性格も含まれていた。

第24回 会員総会議事録

日 時：2019年7月6日（土） 17時00分～17時30分

場 所：学習院大学目白キャンパス 南3号館 201教室

出席者：45人 議 長：古泉達矢氏

議 題：

【審議】

1. 議長選出

議長選出にあたり立候補がなかったため、事務局より古泉達矢会員を議長に推薦し、承認された。

2. 2018年度活動報告について

「2019年度総会資料」に沿って、青山治世事務局長より2018年度活動報告が行われ、編集委員会の活動報告については熊本史雄理事（編集委員長）より報告が行われ、承認された。

3. 2018年度決算について

(1) 決算案について

西澤美穂子理事（会計担当）より、「2019年度総会資料」に沿って収入の部・支出の部についてそれぞれ報告が行われ、承認された。

(2) 監査報告

菅野直樹監事より、適正かつ正確に運用されている旨が報告された。

4. 2019年度活動方針について

青山事務局長より、2019年度活動方針案が報告された。会報（ニューズレター）については第46号より電子化されたことも報告された。熊本理事より、2019年度活動方針案の編集委員会に関する項目について報告され、『東アジア近代史』第24号（2020年発行）について会員からの投稿を募り、また第23号から編集委員会のメンバーが一新されたことが報告された。以上、承認された。

5. 2019年度予算について

西澤理事より、2019年度東アジア近代史学会予算案について収入の部・支出の部それぞれ報告が行われ、承認された。

6. 規約の改正について

青山事務局長より、会費納入・振込に関わる日本郵便の手続きの際に、学会の規約に設立日や事務局の場所の記載がないことが問題となったため、下記のとおり、本学会の設立日と事務局の場所を規約第九条に設け、それに伴い以下の現行の第九条・第十条の数字を繰り下げることが提案され、承認された。

新	旧
<p>〔設立日と事務局〕 第九条 本会の設立日は一九九五年一月二日である。 二 本会の事務局は常任理事会が定める場所に置く。</p>	
<p>〔規約の改廃〕 第十条 （以下、省略） 附則 〔施行〕</p>	<p>〔規約の改廃〕 第九条 （以下、省略） 附則 〔施行〕</p>
<p>第十一条 本規約は、一九九五年一月二日より施行する。 （中略）</p>	<p>第十条 本規約は、一九九五年一月二日より施行する。 （中略）</p>
<p>五 本規約は、二〇一九年七月六日より施行する。</p>	<p>四 本規約は、二〇一五年六月二〇日より施行する。</p>

7. 研究例会報告者への旅費支給について

青山事務局長より、総会資料に沿って、研究例会報告者への旅費支給について規定を設けて支給することが提案され、下記の規定が承認された。支給時には申請から領収証の提出を求めることも説明された。

研究例会での報告者への旅費支給については、次のように定める。

1) 研究例会での報告（研究大会の自由論題報告の予備審査のための報告を含む）を希望する者は、3万円を上限として旅費（実費）を申請することができる。希望者は申請時に所定の様式に報告要旨などを記入して提出し、常任理事会の審査を経て支給を受けることができる。ただし、支給対象者は開催地より100km以上離れた所に居住する会員で専任の職を持たない者に限る。

2) 常任理事会の議を経て研究例会での報告を依頼した報告者に対しては、①ミニ

シンポジウムなどの企画の際の依頼報告者には 5 万円を上限として、②通常の研究例会での依頼報告者には 3 万円を上限として、旅費（実費）を支給する。ただし、支給対象者は開催地より 100km 以上離れた所に居住する非会員に限る。以上に必要な費用は、本学会会計の旅費予算より支出する。

【報告】

1. 「新たな国立公文書館の整備に伴う外交史料館および外交文書の扱いに関する要望書」の提出について
青山事務局長より、「総会資料（別紙 3）」について報告が行われ、熊本理事より要望書作成の経緯と要点について報告が行われた。
2. 2020 年度研究大会（時期・場所）について
青山事務局長より、来年度大会は 2020 年 7 月 4・5 日（土・日）に早稲田大学において開催することになったことが報告された。
3. 会員数について
青山事務局長より、現時点では 276 名であることが報告された。
4. 事務局の移転について
青山事務局長より、本会事務局の所在地が 2019 年 4 月 30 日をもって下記の通り移転したことが報告された。
旧) 〒277-8686 千葉県柏市光ケ丘 2-1-1 麗澤大学 櫻井研究室内
新) 〒180-8629 東京都武蔵野市境 5-8 亜細亜大学国際関係学部青山研究室内
以上

2018 年度東アジア近代史学会 決算

収入の部

項目	金額	備考
前年度繰越金	2,073,851 円	
会費	1,251,000 円	一般会員@5,000 円×231 人分、学生会員@3,000 円×32 人分
研究大会参加費	119,000 円	
合計	3,443,851 円	

支出の部

項目	金額	備考
機関誌発行費	567,000 円	第 22 号（310 部×単価税込み 1,890 円）等
通信運搬費	131,534 円	機関誌発送費、研究大会・研究例会等開催通知費等
消耗品費	73,140 円	研究大会・研究例会等配布資料費等
事務局費	117,854 円	大会アルバイト代等
交通費	61,780 円	交通費（大会招聘報告者）
振込手数料	2,564 円	金融機関振込手数料
学会負担金	15,000 円	日本歴史学協会会費（2018-20 年分、@5,000 円×3 年）
次年度繰越金	2,474,979 円	
合計	3,443,851 円	

2019 年度東アジア近代史学会 予算

収入の部

項目	金額	備考
前年度繰越金	2,474,979 円	
会費	1,270,000 円	一般会員@5000 円 学生会員@3000 円
研究大会参加費	120,000 円	会員@1000 円 非会員@1500 円
雑収入	57,000 円	学会開催援助金（学習院大学）等
合計	3,921,979 円	

支出の部

項目	金額	備考
機関誌発行費	585,900 円	第 23 号（310 部×単価税込み 1,890 円）
通信運搬費	120,000 円	機関誌発送費、研究大会・研究例会等開催通知費等
消耗品費	80,000 円	研究大会・研究例会等配布資料費等
事務局費	150,000 円	大会アルバイト代等
振込手数料	3,000 円	金融機関振込手数料
旅費・交通費	300,000 円	研究大会・研究例会報告者交通費
予備費	2,683,079 円	
合計	3,921,979 円	

「新たな国立公文書館の整備に伴う外交史料館および

外交文書の扱いに関する要望書」の提出について

第 157 回常任理事会（2019 年 5 月 18 日）の議決をへて、同年 5 月 24 日付で河野太郎外務大臣宛てに要望書を提出しました。ここにその全文を掲載します。

新たな国立公文書館の整備に伴う外交史料館および外交文書の扱いに関する要望書

東アジア近代史学会は、日清戦争 100 周年を記念して開催された国際シンポジウムを母体として、平成 7 年（1995）12 月の発足以来、東アジア地域近代史の多様な視角からの研究およびその普及を目的として、日々、活動に取り組んでおります。主な構成員である研究者および大学院生は、日本・韓国・中国・台湾など東アジア諸地域に関する近現代史研究を専攻しており、外務省外交史料館の史料を積極的に利用しております。

さて、新たな国立公文書館（以下、新館と略記）の設置につきましては、平成 28 年（2016）3 月に「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想」が、平成 29 年 3 月に「新たな国立公文書館の施設等に関する調査検討報告書」が取りまとめられました。さらに、新館建設予定地として、平成 29 年 3 月に「新たな国立公文書館建設に関する基本計画」が決定されました。「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟」をはじめとする、各方面のここに至るまでのご活動に、まずは深い敬意を表します。新館における展示・学習、調査・研究機能の整備や拡充など、議員連盟がその設立趣意書で掲げられた理念や方向性について、私たち歴史研究者としても、強く賛同するものです。

ところが、こうした活動や諸決定が進められるなか、外務省外交史料館（東京都港区麻布台）を新館に統合する構想・計画があると聞き及びました。本件につき、私たちは、外交史料館が引き続き独自の設備と空間を有する機関として存続することを以下の三つの理由から要望するとともに、さらに同館の人員と機能の拡充・強化につき、強く要望致します。

外交史料館が独自の設備と空間を有する機関として残すべき第一の理由は、新館に統合されてしまうと、外交文書の公開事業に対する取り組みが後退すると懸念されるからです。他の中央省庁と比べて、外務省は同事業に積極的かつ先進的に取り組んできました。昭和51年(1976)には、国際標準である「30年公開ルール」に従い、戦後外交記録の公開を自発的に開始しました。平成22年には、外部有識者が参画する「外交記録公開推進委員会」が外務省内に設置され、その信頼性をさらに高めています。

しかしながら、外交史料館が新館へ統合されると、外務省と比べ大きく後れをとっている他省庁の公文書の公開・開示事業に集約・拘束され、外務省におけるこれまでの優れた公文書公開の取り組みと実績が大きく損なわれてしまう可能性があります。この危惧が払拭されない以上、私たちは、新館への統合に反対せざるを得ません。

第二の理由は、統合されてしまうと、外交文書の編纂事業の停滞が懸念されるからです。わが国における外交文書の編纂・刊行事業は、昭和11年(1936)の『日本外交文書』の刊行に始まりました。以来、現在までに221冊が刊行され、その内容は、国内はもとより国外からも高く評価されています。

ところが、外交史料館が新館に統合されると、外交史料館で所蔵・保存している「外務省記録」(外交文書)が新館に移管されてしまうこととなります。「外務省記録」は、『日本外交文書』を編纂する上で不可欠な史料であり、同記録の新館への移管は、『日本外交文書』の編纂業務において不便であるばかりか、同事業を停止に追い込む危険性を孕んでいます。

編纂事業は、広範かつ丹念な外交文書の渉猟を必要とする、外注や委員(日本外交文書編纂委員)への委嘱では成し得ない国家的事業です。その実態は、アジア歴史資料センターで提供されるデジタル画像を利用すれば事足りるというレベルの作業ではなく、原本の閲読・調査を必須とする、想像以上に手間と時間が掛かるものです。ゆえに、主として事務官が担わねばなりません。現に、他国(外交文書編纂者国際会議の主要構成国)の外交文書編纂も、同様の方法にてなされています。

こうした『日本外交文書』の質を維持しようとするならば、その編纂体制および文書保存環境は維持されなければなりません。外交史料館の新館への統合に、私たちは何らの利点も見出しません。

第三の理由は、統合されてしまうと、わが国の外交史に関する専門的かつ歴史的な知見を有する外交史料館に、シンクタンクの機能を負わせることが困難になるからです。

外交史料館には、幕末以来の「外務省記録」が体系かつ網羅的に保存・管理されています。これらを十分に活用すれば、歴史的見地に立った、現今の外交政策に対する助言・アドバイスを実施するシンクタンクとしての位置づけも可能となります。そのためには、外交文書を(戦前・戦後期を一体なものとして)体系的にかつ独立した機関で専管的に保存・管理することが不可欠です。これは、東アジア地域において大きな問題を抱える現今の日本外交にとっても、さらには国民にとっても、大きく裨益することとなります。

しかしながら、外交史料館が新館に統合されてしまうと、そうした機能を外交史料館が備えることは不可能です。国民の利益を考えると、今次の統合案には賛成できません。

このように、外交史料館や外交文書を新館に全面的に統合・集約することは、外交文書の公開状況を著しく後退させ、『日本外交文書』の編纂を困難にし、ひいては国民の理解や関心を遠ざけ、日本外交の体力を奪うことにもなりかねません。これらの点から、私たちは、引き続き独立し独自の設備と空間を有する機関として存続することを要望します。

同時に、以上を踏まえれば、必要なのは外交史料館の「統合」ではなく、むしろ同館の人員と機能の「拡充」「強化」であるとして、私たちは、以下のさらなる二点を要望します。

さらなる要望の第一は、『日本外交文書』編纂体制の拡充(専従事務官の増員)です。

外交史料館所蔵の「外務省記録」を紐解けば、幕末の開国以来、わが国が160年以上の長きにわたって展開してきた外交の過程をつぶさに窺い知ることができます。そこに胚胎される創意と工夫と苦悩は、先人外交官・外務官僚たちが獲得してきた、日本外交の「英知」にほかなりません。

ところが、それらを史料として編纂される『日本外交文書』の実質的な専従スタッフは、現在、わずか2名に留まっています。これは、あまりに貧弱な体制と言わざると得ません。『日本外交文書』に対する諸外国からの高い評価に鑑みれば、同事業は、国家的事業であると同時に、わが国の外交の信頼性を揺るぎない確固たるものに押し上げる根拠であり、国内はもとより国際社会においても大きく裨益し得るものです。

日本外交を取り巻く現在の状況をみても、歴史認識問題が政治問題化し、それがために国際社会との軋轢や対立を抱えています。こうした問題に「外交文書」を基盤として対応・対処することは、諸外国との意味ある「対話」を推進し、国際社会からの信頼と支持を獲得し続けるうえで不可欠な方法であり、戦術でもあります。このような価値と意義を有する『日本外交文書』の編纂体制を、専従事務官の増員というかたちで拡充することは、わが国にとって喫緊の課題といえます。

さらなる要望の第二は、外交史料館を外交史研究センターとして位置付けることです。

前述のとおり、私たちは、外交史料館に日本外交のシンクタンクの機能を負わせることは可能だと考えております。現在、外務省では、外交文書の公開に際して新規公開文書をデジタル化してウェブ公開する事業に取り組んでおります。これにより、国内のみならず海外からも、文書に容易にアクセスできる環境が提供されております。とりわけ、海外の日本外交史研究者らによって閲覧・利用されることにより、日本外交の「誠実さ」が理解され、わが国の外交に対して高い評価が与えられる一因にもなっています。ここに、「パブリック・ディプロマシー」としての大きな意義が見いだせます。

加えて、外交史料館では、毎年、外部からの講師を招いて、日本外交史や外交文書に関する講演会、研究会を開催しております。これらは、いずれも同館所蔵の「外務省記録」を基にした学術的価値の高い成果であると同時に、日本外交の「誠実さ」を生み出す歴史的背景を提供するという意義も有しております。『外交史料館報』に掲載されるこれら記事を、今後、英訳して外務省ホームページで公開すれば、外交史料館は日本の対外発信の拠点にもなり得る、外務省の貴重な「資産」でもあります。現に半世紀近く前、国立公文書館が設置されるに及んで、外務省が緊急に独自のアーカイブズ（外交史料館）を設置したのは、先人たちがこうした価値に気付いていたからです。「資産」を手放してはなりません。

以上のように、日本の学術研究、外交史研究を進展させ、「国民外交」推進の基盤をより確かなものとするために、私たちは、独自の空間と設備を有する機関としての外務省外交史料館の存続と、同館の人員と機能の拡充・強化につき、強く要望いたします。

第25回研究大会 自由論題報告募集

第25回（2020年度）大会の自由論題報告を募集しています。第25回大会は、2020年7月4日（土）・5日（日）の両日に早稲田大学（早稲田キャンパス）で開催する予定です。報告希望の方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。その際、氏名・所属・連絡先・論題名を明記し、要旨（500字程度）を添付してお送りください。なお、2月1日、2月29日、3月28日に開催する研究例会のいずれかにおいてプレ報告（予備審査）を行っていただきますので、日程のご希望（第1希望～第3希望）についてもあわせてお知らせください。

また、本誌掲載の「会員総会議事録」内にある旅費支給規定（6ページ）のとおり、例会開催地より100km以上離れた所に居住する会員で専任の職を持たない方は、常任理事会

の審査を経て3万円を上限として旅費（実費）の支給を受けることができることになりました。希望者は学会ホームページから申請書の書式をダウンロードし、事務局宛に申請してください。

以上、ご不明な点やご質問等は事務局まで E-mail にてお問い合わせください。あわせて学会ホームページもご参照ください。

申込期限：2019年11月30日

新規入会者（2019年5～9月）

寿心遠（横浜国立大学）、谷川舜（早稲田大学大学院）、久保田裕次（国士舘大学）、池田直文（九州大学大学院）、高柳峻秀（東京大学大学院）、佐藤良聖（青山学院大学大学院）、加藤正幸（日本メディカルアシスト）、金昇泳（前・関西外国語大学）、范艶芬（京都大学大学院）（順不同・敬称略）

入会のご案内と会費納入のお願い

本会に入会を希望される方は、入会申込書（下記事務局にご請求ください）または東アジア近代史学会のホームページの入会申し込みフォームに所定の事項をご記入の上、事務局までお送りください。年会費は5000円（院生・学生は3000円）です。下記の口座にお振り込みください。会員の方で、会費未納の方は、機関誌刊行や会の運営上支障を来しますので、すみやかにご納入をお願い致します。

郵便振替口座 口座番号 00180-6-580867 口座名 東アジア近代史学会

ゆうちょ銀行：金融機関コード 9900 支店コード 019 支店名 〇一九支店

預金種目：当座 口座番号：0580867 受取人名 ヒガシアジアキンダイシガツカイ

※所属大学の事務室を通して振り込まれる方は、個人名が不明の場合がありますので、お名前をメールでお伝えいただければ幸いです。

〔 訃 報 〕

本会が創設された1995年12月から2017年6月まで長年にわたり副会長を務められた佐々木揚理事が2019年6月11日に逝去されました。佐々木理事の本会への多大なご尽力とご貢献に改めて感謝申し上げるとともに、謹んで哀悼の意を表しご冥福をお祈り申し上げます。（事務局）

〔 編集後記 〕

会報第47号をお届けします。今号は7月に開催された第24回研究大会・総会の特集記事が中心となっています。今年も研究大会では充実した報告と討論が行われました。

また、本誌にも掲載しましたとおり、研究例会での報告者（遠方に居住する専任職を持たない会員）で旅費を希望する方は、申請・審査を経て旅費の支給を受けられることになりました。ぜひご活用ください。（事務局）

東アジア近代史学会会報 第47号

2019年10月1日発行

発行 東アジア近代史学会 会長 檜山 幸夫

編集 東アジア近代史学会会報編集委員会

東アジア近代史学会事務局

〒180-8629 東京都武蔵野市境 5-8 亜細亜大学国際関係学部青山研究室内

E-mail modern_east_asia_jm@hotmail.co.jp

ホームページ <http://www.jameah.gr.jp/>